

令和4年度 第5回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和5年3月8日（水）午前11時00分～午前11時50分
- (2) 場 所：熊毛支庁第1会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 熊毛海区漁場計画の案について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) 特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和4年度 第5回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和5年3月8日（水）午前11時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	出席
川南 進	漁業者・漁業従事者	欠席
甲山 博明	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中立	出席
八板 俊輔	中立	欠席

出席 8

欠席 2

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	久保 菌 隆
次長（技術主幹兼水産係長）	山本 伸一
書記（水産係 水産技師）	櫻井 正輝

令和5年3月8日午前11時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

定刻になりましたので、令和4年度第5回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員10人中8人の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の 漁業調整係 板坂技術主幹兼係長、村田技術専門員、漁業監理係 加治屋技術専門員 にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は熊毛支庁農林水産部長の田中もオブザーバーとして出席させていただきます。

本日の議題は、会次第に示しております

「熊毛海区漁場計画の案について（諮問）」、

「くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」、

「特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）」

の合計3件としております。

なお、今回は委員会に併せて公聴会も開催致しますので、会議の進め方について、説明させていただきます。

まず、これから開催される委員会では、「熊毛海区漁場計画の案について」水産振興課から説明させていただきます。

通常ですと、この説明に対して委員の皆様方に御協議頂くこととなっておりますが、この場では、水産振興課からの説明のみとさせていただきます。

その後、一旦休会し、公聴会を開催致します。

公聴会の進め方については、公聴会の場でご説明致します。

公聴会終了後、委員会を再開致しますが、その際、公聴会での出席者の意見等も踏まえて御協議頂き、当委員会の意見を取りまとめて頂くこととしております。

○久保菌事務局長

それでは開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。

○甲山会長

皆さんこんにちは。委員の皆様、水産振興課の皆様、お忙しい中、漁業調整委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

久しぶりに対面で開催することができ、また、コロナが落ち着いてきているところで、

嬉しく思います。

明日からもじゃこ漁業が始まりますが、先月18日、前会長の川南進さんの葬儀に出席いたしました。皆様の中にもご出席された方もいらっしゃるかと思いますが、残された遺族のことを考えますと、本当に事故はおこしてはならないと再度、認識したわけでございます。安全操業なくして、大漁も豊漁もないわけですから、事故がないよう、様々な会があるたびに申し上げているところです。

特に熊毛の漁業者はもじゃこ漁業がなければ、経営が成り立たないといっても過言ではない重要な漁業ですから、安全操業に努めていただきたいところです。

今回の調整委員会は、様々な議案がございますが、県の方からの説明もございますので、皆様の忌憚のないご意見をいただけたらと思います。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせて頂きますが、規程により、座長は会長が務めることとなっておりますので、甲山会長よろしくお祈いします。

○甲山会長

規程に基づきまして、座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、今回は奥村委員と川東委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○奥村委員，川東委員

はい。

○甲山会長

それでは、議事に入ります。

「熊毛海区漁場計画の案について（諮問）」という諮問事項を議題とします。

水産振興課から説明をお願いします。

○村田技術専門員

水産振興課 漁業調整係の村田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1につきましてご説明いたします。資料1となります。

本議題は、諮問事項でありますので、まずは1枚めくって頂きまして、県知事印のある諮問文を読み上げます。

水振第777号、令和5年2月22日、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、熊毛海区漁場計画の案について（諮問）、このことについて、別添のとおり作成したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規程に基づき、貴委員会の意見を求めます。次のページをお開き下さい。

右肩に別添と記載のある資料になります。「熊毛海区漁場計画の内容」とありますが、ここからが、熊毛海区漁場計画の内容となりますので、順を追ってご説明します。

1 漁業権に関する事項 としまして漁場計画には以下の事項が定めてあります。

(1) 漁場番号、漁業種類、個別漁業権又は団体漁業権の別（区画漁業権に限る）、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置、漁場の区域、制限又は条件、関係地区 について、漁場計画に記載しています。

別紙のとおりとありますが、次のページ以降に記載しています。後ほど説明いたします。

(2) 存続期間について、①共同漁業権については令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間となっています。

②区画漁業については、（ア）第1種区画漁業、A魚類養殖業、Bとこぶし養殖業の2種類となっており、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間としています。

次のページをお開き下さい。熊毛海区漁場計画の案について、それぞれの漁業が記載されているページの目次になります。

漁場計画の構成としては、「共同漁業権」、次に「区画漁業権」という形で資料が構成されています。

区画漁業権の後に、連絡図としまして漁業権の箇所を示したの概略図面を添付しておりますので、ご参考ください。

(1) 共同漁業権から順次、説明をしていきますが、参考資料の「R5漁業権一斉切替変動一覧」と「変更等箇所図」も用いながら説明しますので、お手元にご準備ください。

漁場計画の策定については、令和3年度当初より資料整理を開始し、令和3年8月末から県内の共同漁業権の現地調査を開始しました。

熊毛地区においては令和3年の11月、12月に各漁協にお伺いしまして、共同漁業権のヒアリングを実施し、令和4年の6月に区画漁業権の新規要望箇所の測量等を行いました。

その後、令和4年12月に漁場計画素案についてのパブリックコメントを実施し、海上保安部や港湾管理者、市町村等との公益協議を行いまして、計画案として知事まで決裁を受けたものを本日お示しております。

それでは漁場計画について説明いたします。1ページをお開き下さい。

熊毛海区 (1) 共同漁業権になります。

共同漁業権は、第1種、第2種、第3種、そして第3種の中につきいそ漁業権、飼い

つけ漁業権の各種類がございます。

参考資料の「R 5 漁業権一斉切替・変動一覧」に、熊毛海区において、現在の免許内容と変更のあるものについて一覧表を作成していますので、併せてご覧下さい。

共同漁業権については、見直しのポイントの①にあるように、特定水産動植物であるアワビ、ナマコについては、漁業法の改正により、漁業権漁業や知事許可漁業に基づく採捕以外は認められないことになっていますので、採捕の実績や今後、採捕の可能性がある漁協については「なまこ漁業を追加」しています。

その他、②として利用実態に合わせた漁業の追加や削除を行っています。

具体的には、行使実態のない漁業あるいは経済的価値が低く、資源管理が行われていない漁業につきましては削除。また、採捕実態があり資源管理が行われているような漁業につきましては、新たに追加したところです。

熊毛海区においては、全ての共同漁業権の漁場において変更がございました。

まず、種子島漁協の熊共第1号の共同漁業権においては、第1種のとんぐさ、ふのり、ばい漁業について、水揚げ実績がない、行使実態がないとのことで削除しました。

その他、特定水産動植物への対応として、なまこ漁業を追加しています。

第1種共同漁業のトコブシ漁業、アナゴ漁業、ウニ漁業、タコ漁業、イセエビ漁業、及び第2種共同漁業のイセエビ雑魚建網、ぶり建網、雑魚建干網、雑魚狩刺網、あさひがにかかり網、小型定置網漁業については、行使実態、水揚げ実績があるということで、適切かつ有効に活用されていると判断の下、従前の内容にて計画し切替を行う予定です。

一方で、第2種共同業のばいかご漁業については、西之表地区では操業実績がないとのことで削除を行っております。

その他、第3種共同漁業権の「かます船びき網漁業」については、ここ数年、かますの来遊がなく、行使できていない状況ではありますが、状況が整えば、地域の漁業として行使したいとの要望があったので、引き続き計画をしています。

次に、2ページになります。熊共第2号については、馬毛島になります。1号と同様に海藻類の水揚げ実績が無いということですので、海藻類の削除、なまこ漁業の追加を行っています。

馬毛島については、先般、種子島漁協において漁業権の一部放棄に関する手続きが行われましたので、同区域を共同漁業権の除外区域として記載しています。

続いて中種子町の西側の熊共第3号、東側の熊共同第4号については、第1種共同漁業権の海藻類のとんぐさ漁業について削除、なまこ漁業の追加を行っております。

その他の漁業については、概ね従前の内容にて計画し、切替を行う予定です。

次に、南種子島漁協の第5号、共同漁業権の第1種については、うに漁業について削除を行っています。これは、釣り餌用としてガンガゼの利用が一部見られるようですが、水揚げとしての実績がないとのことでしたので削除しています。

なお、ナマコについては利用実態は無いとのことで、追加は行っていません。

次に、5ページから屋久島になります。屋久島漁協の共同漁業権の第1種について熊共第7号、8号において、トコブシの水揚げの実績がないことから、トコブシ漁業を削除しています。

その他、7号においては、第2種共同漁業権の小型定置網漁業について、行使実績がないことから削除を行っています。

その他、漁場計画に記載の漁業については、行使実態、水揚げ実績があることから、適切かつ有効に活用されていると判断の下、従前の内容にて計画し切替を行う予定です。続きまして、区画漁業権について説明いたします。

漁場計画の8ページ以降になります。熊毛海区の養殖種類としては、魚類養殖、とこぶし地まき式養殖の漁場計画が記載してあります。

まず、変動一覧の2ページをご覧ください。変動一覧にあるとおり、熊毛地区では、新規が2件、抹消が2件ございました。

抹消については、現在、種子島漁協に免許している西之表市上浦田の第1号、中種子町坂井熊野の2号の魚類養殖について、利用実態が無いことから、抹消を行っています。

漁場計画の8ページにあるように、今説明した種子島漁協の魚類1号、2号が抹消されることから、南種子漁協の2カ所の漁場については、漁場番号が繰り上がり、9月からは1号、2号漁場となります。

南種子島の漁場は、ブリ人工種苗の中間育成や、明日から始まるもじゃこの中間育成基地として活用されているので引き続き、計画して切り替える予定でございます。

その他、屋久島の永田港、栗生漁港において新規の魚類養殖を計画しています。

もともとモジャコの集荷港として一定期間利用されていた場所になりますが、変動一覧にあるとおり、天然のモジャコや、人工種苗について、中間育成を行いたいとして要望があったところです。

最後に、トコブシ養殖業については、従来どおりの計画としています。

熊毛海区漁場計画の案について（諮問）の説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○甲山会長

ありがとうございました。ただいま水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様からのご意見、ご質問等は、公聴会終了後に再開される委員会において一括してお受けするということでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、「熊毛海区漁業調整委員会公聴会に関する手続き規程」第6条の規定に基づき、これから行われる公聴会の議長を選任したいと思います。私から指名するということがよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、議長は私が行うことでよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、ここで一時委員会を閉じ、公聴会に入りますのでよろしくお願いします。

○久保菌事務局長

有り難うございました。

では、ここで公聴会の準備を致します。

これから公聴会を開催いたしますが、確認いたしましたところ、公聴会への出席者はいらっしゃいません。議長、よろしくお願いします。

○甲山会長

ただいま、事務局長からも報告があったとおり、定刻になりましたが、公聴会への出席を希望される方はいらっしゃらないとのことですので、これで公聴会を終了いたします。よろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

それでは、以上をもちまして、公聴会を終了いたします。

引き続き、委員会を開催したいと考えますが、事務局はいかがですか。

○久保菌事務局長

それでは、このまま委員会を再開させていただきます。

会長には、引き続き、議事の進行をお願いいたします。

○甲山会長

はい、それでは委員会を再開し、議事に入ります。

議題1は「熊毛海区漁場計画の案について（諮問）」です。

先程の水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○稲盛委員

はい。

○甲山会長

稲盛委員どうぞ。

○稲盛委員

共同漁業権で、なまこ漁業が追加されているところがありますが、従来から漁業の実態があったのでしょうか。それとも漁業法の改正で取り扱いが変わったことから対応するものなのでしょうか。

ナマコの資源が増えた等理由があるのであれば、教えていただきたい。

○村田技術専門員

なまこ漁業の追加については、これまでは、一部で自家採捕として利用されている地域はありましたが、水揚げする程の量は採捕していませんでした。

特定水産動植物ということで、漁業権漁業に基づくもの、知事許可漁業に基づいて採捕する以外の採捕については、非常に厳しい罰則となることから、そういったことがないように、ナマコを採捕する可能性がある地域については、追加することとしています。

○板坂技術主幹兼係長

補足になりますが、今、村田より、特定水産動植物ということで説明がありましたが、これは、アワビ、ナマコ、シラスウナギが暴力団等への資金源になるということで、このような高価な物については、そのような資金源にならないように、漁業権漁業に基づくもの、知事許可漁業に基づいて採捕する以外の採捕については、罰則が最大で3年以下の懲役、3,000万円以下の罰金と漁業法の中でも最も高い設定となっております。

共同漁業権の内容に含める漁業として採捕する場合、潜水機等の知事許可漁業での採捕以外については、罰則の対象になることから、自家採捕であっても、採捕する可能性があるものについては追加してくださいと漁協に話をしているため、このような形となっております。以上になります。

○甲山会長

稲盛委員よろしいでしょうか。

○稲盛委員

はい。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

区画漁業権で屋久島漁協が2つ追加となっておりますが、こちらの背景について、ご説明いただけないでしょうか。養殖に適している場所ということで追加となったのか、あるいは種子島の抹消分がこちらに移ったとか、教えていただければと思います。

○村田技術専門員

屋久島の永田港，栗生漁港については，これまでも，モジャコの集荷港として，もじゃこ漁業の時期には集荷をしていた場所となります。モジャコを集荷する場所については，もじゃこ漁業が終了し，出荷するまでの大体1ヶ月ほど，モジャコを留めおいていますが，それ以外にも人工種苗等を持ってきて，一定期間，中間育成をして，出荷したいと要望があったことから，この2箇所については新たに区画漁業権を設定したいということでした。

単なる畜養であれば，区画漁業権の設定は必要ありませんが，餌を与え，魚を大きくするという行為は養殖になりますので，こちらについては，区画漁業権を取っていただいただく必要があるということになります。

○甲山会長

久賀委員よろしいでしょうか。

○久賀委員

ご説明ありがとうございます。中間育成で要望があったという理解でよろしかったでしょうか。

○村田技術専門員

はい。その通りです。

○久賀委員

はい。分かりました。

○甲山会長

他に，ご意見，ご質問等はございませんか。

○甲山会長

特にご意見等ないようですので，「熊毛海区漁場計画の案について（諮問）」は，原案のとおり定めることを適当とする旨答申することとしてよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題2は、「くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」です。

これは、諮問事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○加治屋技術専門員

それでは、「くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」ご説明いたします。

それでは、議題2につきましてご説明いたします。資料2となります。

本議題は、諮問事項でありますので、諮問文を読み上げます。

水振第781号、令和5年2月9日、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)、このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

ページをお開き下さい。まず、くろまぐろ(小型魚)になります。本県に配分された漁獲可能量は14.2トンになります。県資源管理方針にて、配分のルールが定められておりまして、おおむね1割を本県の留保とし、残りのおおむね9割を平成22～平成24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとなっております。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定について、一つ目が、管理区分ごとの配分は、直近(令和2～3年度)の漁獲実績を反映する。

二つ目が、上半期への配分は、それぞれ令和2～4管理年度で最も多かった漁獲実績を反映するというものになります。

管理区分については、下の表に記載してありますが、管理区分は定置漁業とその他のくろまぐろ漁業の2つになります。

また、管理区分ごとに上半期、下半期で分けて管理しております。具体的に申し上げますと、定置漁業の漁獲実績が21.8トン、その他のくろまぐろ漁業が5.9トンということで合計27.7トンが過去の実績でした。これを配分比率化しますと、定置漁業が78.82%、その他のくろまぐろ漁業が21.18%となります。

14.2トンを按分しますと、定置漁業が10.1トン、その他のくろまぐろ漁業が2.7トン、県の留保枠が1割の1.4トンとなります。

TAC配分②とありますが、こちらは上半期、下半期に分けたものです。

定置漁業の上半期が4.9トン、下半期が5.2トン、その他のくろまぐろ漁業の上半期が0.9トン、下半期が1.8トン、県の留保枠が1.4トン、合計14.2トンとなります。

次にくろまぐろの大型魚について説明いたします。本県に配分された漁獲可能量は8.9ト

ンになります。管理区分への配分ルールは、先ほどの小型魚と同じとなっております。

漁獲可能量の設定としては、管理区分ごとの配分は、直近の漁獲実績を反映するとしており、具体的な数量につきましては、下の表のとおりとなっております。

大型魚につきましては、上半期、下半期という区分がありませんので、実績そのままの配分比率となっております。定置漁業の漁獲実績は8.1トン、その他のくろまぐろ漁業は3.3トン、漁獲実績の合計が11.3トンということで、配分比率にしますと定置漁業が71.22%、その他のくろまぐろ漁業が28.78%となります。

この配分比率を基に、8.9トンを按分したものがTACの配分案ということになります。

定置漁業が5.7トン、その他のくろまぐろ漁業が2.3トン、県の留保枠が0.9トン、合計8.9トンとなります。

今後、諮問を経まして、県公報により告示する予定となっております。

次にするめいかについて、ご説明いたします。3ページをお開きください。本県に配分された漁獲可能量は現行水準となっております。これは、水揚げされる量が少ないことから、数量で管理するということはせず、漁獲の圧力を現行のままに留めるというものになります。目安数量としては、50トン未満に抑えるということになっております。

管理区分への配分ルールとしましては、全量を当該知事管理区分に配分するとなっております。

3 知事管理漁獲可能量の設定にあります。鹿児島県のするめいかの管理区分は鹿児島県するめいか漁業という一本となっており、こちらに全量を配分することとしており、現行水準としております。

4 公表の方法ですが、県公報により、告示する予定としております。

説明は以上になります。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○甲山会長

大型魚の配分が8.9トンというのは少なく感じますが。

○加治屋技術専門員

本県においては、小型魚、大型魚ともに、配分量が非常に足りない数量となっております。現在、定置漁業につきましては、小型魚、大型魚ともに、採捕停止となっており、その他の漁業につきましても、漁業者の方に漁獲量の制限など無理をお願いしている状況です。ただ、国全体の枠が決まっています、本県の配分についても、過去の実績で固定されております。

県としましても、担当者会議や意見交換会など国と話をする場で、現在の配分割合では足りないなど、意見を述べさせていただいているところです。

○甲山会長

現在、定置漁業においては、採捕が停止となっておりますが、国へ漁獲枠の追加配分等を

求めているのでしょうか。

○加治屋技術専門員

現在、都道府県間の融通により、融通していただけないか依頼をしているところです。詳細については、議題3にてご説明させていただきます。

○甲山会長

定置網に入った大型のくろまぐろは死んでしまいます。また、大型のもの、例えば200kgのくろまぐろが入ったりすれば、8.9トンでは、とても足りません。

また、くろまぐろを逃がすための網の改良については、莫大な費用が必要となります。これらの問題解決のためにも、漁獲枠の増加が必要と考えます。

○甲山会長

他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

議題2の「くろまぐろ及びするめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同

異議無し。

○甲山会長

では、そのように答申することに決定します。

○甲山会長

議題3は、「特定水産資源(クロマグロ)に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量(TAC)の運用について(報告)」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○加治屋技術専門員

それでは、議題3の「特定水産資源(クロマグロ)に関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量(TAC)の運用について(報告)」ご説明いたします。

資料3となります。1ページをご覧ください。

まず、経緯についてですが、秋田県よりクロマグロ小型魚5トン及び同大型魚5トンの譲渡があったことから、本県クロマグロ漁業の各管理区分に配分したものでございま

す。

配分のルールについてですが、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、配分基準に準じて当該増加量を配分いたします。

3 配分の方法についてですが、まず、配分量の1割を留保します。令和4管理年度は、令和2管理年度の漁獲実績をもとに管理区分ごとに以下の比率で配分しており、譲受量についても当該比率を適用しました。具体的な配分比率については、小型魚が定置漁業とその漁業の比率が72対28、大型魚については、定置漁業とその他の漁業が55対45で配分しております。

配分量についてまとめたものが下の表になります。まず、小型魚の定置漁業については、変更前漁獲可能量が10.8トンでしたが、追加配分量が3.2トンありまして、変更後漁獲可能量が14.0トンとなっております。

その他のくろまぐろ漁業につきましては、変更前が4.2トン、追加配分量が1.3トンありまして、変更後漁獲可能量が5.5トンとなっております。

県の留保枠については元々1.4トンでしたが、追加配分量が0.5トンありまして、変更後が1.9トンとなっております。

合計しますと変更前が16.4トンでしたが、5.0トンを追加しまして、合計21.4トンとなっております。

大型魚につきましては、定置漁業が変更前漁獲可能量が5.3トンでしたが、追加配分量が2.5トンありまして、変更後漁獲可能量が7.8トンとなっております。

その他のくろまぐろ漁業につきましては、変更前が4.8トン、追加配分量が2.0トンありまして、変更後漁獲可能量が6.8トンとなっております。

県の留保枠については元々0トンでしたが、追加配分0.5トンにより、変更後が0.5トンとなっております。

合計しますと変更前が10.1トンでしたが、5.0トンを追加し、合計15.1トンとなっております。4 公表については、令和5年2月3日付けの県公報により、告示しました。

2ページをご覧ください。1 経緯について、都道府県間の融通により、本県に対してクロマグロ小型魚0.3トン及び同大型魚0.6トンの追加配分がありました。

2 配分と漁獲実績について、小型魚、大型魚とも追加配分量が多くなく、先ほどの比率で按分するのは難しいことから、全量を県で留保することとさせていただきました。

その結果、県留保枠のみの変更となり、小型魚の県留保枠が1.9トンに0.3トンを追加しまして、変更後が2.2トン、大型魚の留保枠が0.5トンに0.6トン追加し、1.1トンになりました。

こちらについても、県公報及び県ホームページで公表する予定となっております。

その他についてですが、留保枠の運用について、各管理区分の漁獲実績が漁獲可能量を超えた場合に、超過した量を留保枠から補填させていただいております。

今年度未利用となった漁獲可能量は、小型魚にあつては、1.4トンを、また、大型魚にあつては0.9トンを上限に来年度の漁獲可能量に上乘せされることとなります。

この1.4トン、0.9トンというのは、当初配分された漁獲可能量の1割になります。この数量については、来年度に繰り越せるということになっておりますので、補足させていただ

きます。

○甲山会長

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

先ほど、説明でありました秋田県からの譲渡と、都道府県間の融通の違いについて詳しくご説明いただけないでしょうか。

○加治屋技術専門員

秋田県については、本県から直接、秋田県に連絡し、漁獲可能量を譲渡いただいたものです。都道府県間の融通については、国が全都道府県に対して、漁獲可能量の譲渡について照会し、その結果、漁獲可能量があまっている都道府県から融通いただいたものになります。

今年は漁獲可能量が足りない都道府県が多かったことから、都道府県からの融通でいただける量がかなり少なくなっています。

○甲山会長

久賀委員よろしいでしょうか。

○久賀委員

はい。

○甲山会長

他にご意見、ご質問等はございませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○甲山会長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆さまから何かありますか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

全体を通して、御意見・御質問はありませんか。

○委員一同

なし。

○甲山会長

その他として事務局から何かありますか。

○久保菌事務局長

特にございません。

○甲山会長

それでは、他に無いようですので、議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○久保菌事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第5回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

令和5年3月8日午前11時50分閉会